



おりお安心ネット通信

折尾警察署

093(691)0110



～地域との協働による犯罪・事故の起きにくい社会つくり～令和4年11月17日 第29号



年末

運動期間 令和4年12月11日(日)～12月31日(土)

の交通安全県民運動



運動の重点 ①飲酒運転の撲滅 ②子供と高齢者の交通事故防止～横断歩道マナーアップ運動の推進～

飲酒運転の撲滅

◎運転者・歩行者は

- 飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。
- 飲酒運転を見掛けたら必ず110番通報しましょう。
- 飲酒するときの体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛けましょう。

飲酒運転は、
絶対しない！させない！許さない！
そして、見逃さない！



◎家庭・地域・職場では

- 飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さについて話し合いましょう。
- 運転前後の従業員に対し、酒気帯びの有無を確認しましょう。

子供と高齢者の交通事故防止

～横断歩道マナーアップ運動の推進～

◎運転者・歩行者は

- 横断歩道に横断者がいる時は、一時停止して横断者を優先させましょう。
- 横断する時は、横断歩道を利用し、**止まって、見て、合図を出して、**車が確実に停止するのを待って、渡りましょう。
- 夕暮れ時・夜間に外出するときは、**反射材用品や明るい服装を着用**しましょう。



◎家庭・地域・職場では

- 通り慣れた道路の危険箇所や身近におきた交通事故等について話し合い、一人一人が安全行動に努めましょう。
- 従業員に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務について周知しましょう。